

令和8年2月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和8年2月総会

萩市農業委員会総会議事録

2月20日(火) 午前9時32分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第6号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

1番 中村博	2番 横山喜一郎
3番 三村浩一	4番 守永正範
5番 大石博則	6番 鈴川肇
7番 原川久美子	8番 藤田芳昭
9番 矢次利典	10番 岩本裕子
11番 中野恵子	12番 草野隆司
13番 原田知美	14番 金子哲也
15番 大田忠男	欠席 品川民雄
17番 長富繁美	18番 松田由美子
19番 片岡兼雄	

○議事録署名委員

2番 横山喜一郎 15番 大田忠男

○議事 事務局長

ただいまから、令和8年2月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 横山委員、15番 大田委員
にお願いいたします。

議長 議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

このたびの第1項の申請ですが、昨年11月総会にて承認をいただき、許可済みの案件なのですが、3条許可の後、住宅物件と合わせて農地の売買契約の締結を行う正に当日の未明に所有者が亡くなられたため、所有者死亡により所有権移転登記の手続きができなくなったものです。

このたび、所有者の息子さんへ相続登記がなされ、改めて農地法3条の許可の申請の提出がありましたので、議案上程させていただきましたものであります。

申請地は、●●●から北西へ約1.2kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●ほか2筆で、地目は3筆全ての農地において登記・現況ともに畑、面積の合計は、1,373㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、冒頭に説明しましたとおり、譲渡人の●●●さんのご実家の住居物件とともに隣接する農地も併せ譲受人へ売買するもので、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、●●●のご出身で、年齢は●●●歳で農業経験年数は3年、農業従事日数は100日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、既に植生されている柿やイチジク、ビワ等の果樹のほか、露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、譲渡人から、草刈機や鋤、鍬などの農

機具を譲り受けられますが、必要に応じて作業機械を購入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 内容につきましては、事務局の説明のとおりです。この件は昨年11月の総会で審議して承認をされた案件ですが、所有者が亡くなったという事情があって、息子さんへ相続登記がなされ、改めて農地法3条の許可の申請の提出があったということですが、追加することはございません。とにかく、この場所で、野菜を作りたいという譲受人の●●●さんの意志は変わりませんので、再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委

員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1 kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか3筆で、地目は4筆すべてにおいて登記・現況ともに畑で、面積の合計は、960㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続した農地について、県外在住で耕作の継続が難しいため、譲受人の●●●さんへ売買にて譲渡する旨打診をされておられたものです。この申し出に対して譲受人の●●●さんが応じられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢が●●●歳、奥様が●●●歳でご夫婦ともに農業経験年数はございません。また、農作業従事日数は、ご夫婦ともに150日のご予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、柑橘等の果樹の栽培を行われるご予定で、収量が安定するようになれば、直売所等への出荷も検討なされておられます。

農機具の保有状況ですが、草刈機や散布機、チェーンソーなどをお持ちで、今後、必要に応じて作業機械を購入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第11番 この件につきまして、2月2日、事務局3名と、●●●委員さん、●●●推進委員さんと私とで、●●●行政書士さん立ち合いのもと、現地調査をいたしました。内容については、事務局の説明のとおりです。譲渡人の●●●さんは県外在住で管理ができないということでした。譲受人の●●●さんは農業経験がないということですが、庭師をやっておられるという話をお聞きしました。ご夫婦で柑橘を植えて管理されていかれると思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る1月29日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記、現況ともに畑、面積は1,887㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は4,749㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で耕作が困難であることから、これまで利用権設定により耕作管理を行っておられた譲受人の●●●さんへ贈与により譲渡することとして打診され、●●●さんがこの申し出を受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は20年で、農作業従事日数は300日となっております。

農計画ですが、申請地において露地野菜の栽培を行われておられますが、果樹等へ栽培品目を移行されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機など、営農に必要な農機具一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件を

すべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 この件につきまして、1月29日、●●●推進委員さん、私と事務局で現地確認を行いました。

内容については、事務局の説明のとおりです。これまでも、●●●さんが耕作されておられまして、写真のような状況でございます。今後とも継続していただけるということで、特に問題はないものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.6kmに位置し、赤枠でお示しした箇所となります。

申請地は、●●●ほか2筆で、地目はすべての農地で登記・現況

ともに田で面積の合計は2, 051㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは転勤により耕作の継続が困難となったため、譲受人の●●●さんに売買により譲渡する旨、打診をなされておられました。

この申し出を譲受人の●●●さんが受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は2年、農業従事日数は100日、奥様が年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農作業従事日数100日の予定となっております。

営農計画ですが、申請地において蕎麦と玉ねぎの栽培を行われ、契約飲食店へ販売されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機、草刈機、田植機、コンバイン、軽トラック等、営農に必要な農機具を所有されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第1番 この件につきまして、2月3日、事務局2名と、●●●推進委員、私とで、現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。約2年前に空き家バンクを通じて、売買で取得された農地ですが、従業員で実際に耕作されていた●●●さんが今回農地を売買で取得されました。ちなみに、減反でそばを植えておられました。草も刈っておられて、とてもきれいに管理されています。続けて営農されるとのことですので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る1月30日、●●●職務代理さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南に約700mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか8筆で、地目は登記・現況ともにすべて田で、全体の合計面積は11,786㎡です。

譲受人は●●●の●●●の●●●さんで、耕作面積は81,015㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、相続した農地について、市外在住で、耕作管理が十分にできないことから、譲受人の●●●さんに利用権設定により耕作管理をお願いしておられ、今後も●●●に戻られるご予定もないため、耕作者の●●●さんに売買により農地を譲渡する旨、打診をされておられました。

この申し出に対して、譲受人の●●●さんが応じられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年。農作業従事日数は250日となっております。奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は30年。農作業従事日数は100日となっております。

営農計画ですが、申請地において引き続き水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、コンバインなど営農に必要な作業機械をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 この件につきまして、1月30日、現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。以前より●●●さんが耕作をされており、これからも耕作されるということで、しっかり管理されるものと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る2月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に約400mと600mに位置し、赤丸でお示しした2箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が田で、

全体の合計面積は1, 888㎡です。

譲受人は●●●、●●●の●●●さんで、耕作面積は14, 293㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者もおらず、耕作管理が十分にできないことから、譲受人の●●●さんへ住宅物件とともに農地を売買により譲渡する旨、打診をされておられました。

この申し出に対して、譲受人の●●●さんが応じられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は25年。農作業従事日数は150日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや草刈機、田植機、コンバインなど営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第13番 この件につきまして、今事務局からの説明のとおりでございまして、当日は雪の中ご苦勞さまでございました。●●●推進委員、●●●推進委員と、事務局で現地確認をいたしました。

住宅の方は、●●●時代、農地のところに住宅が建っているということで、行ったことがあります。ここだったろうかと思いつながら話を聞いておりました。特に問題はありませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案)

議 長 議案第6号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第6号第1項について説明いたします。議案は15ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西に1kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は573㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、令和6年6月に農地法第5条申請がありました●●●のアパートの隣で、●●●の隣の農地になります。

今回から、現地写真を付けることにしました。

(写真の説明1枚)

申立てによると、申請地は、年月日不詳であるが、建物の登記事項証明書記載の相続の日（昭和28年5月5日相続）より前に建築された建物が空家の状態で存在しており、建物の所在は隣接地●●●●となっていたが、申請地にも建っているように見えるとのことでした。

本調査によると、申請地は、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の居宅1棟、及び、木造瓦葺2階建の居宅1棟が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

2月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に570mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は150㎡、外1筆で合計面積は176㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地●●●で、先ほどの議案第5号第6項の3条申請地●●●の隣にある農地で、●●●は●●●の裏にある農地です。

(写真の説明2枚)

申立てによると、申請地●●●は、近隣農地が平成5年2月に土地改良法による換地処分が行われ、現在、道となっている。●●●は筆界未定地、外3筆●●●、●●●、●●●の一部であり、現在住宅（昭和46年建築）があり、宅地として利用されているとのことです。

本調査によると、申請地●●●は、隣接する河川の土手として利用されており、●●●は、隣接地●●●、●●●、●●●と併用して、木造瓦葺2階建の居宅1棟が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

なお、●●●につきましては、筆界未定地ではありますが、●●●、●●●は●●●さん所有の宅地、●●●は●●●さん所有の宅地でしたが、●●●さんが●●●を時効取得されましたので、隣接地3筆とも●●●さん所有の宅地となっています。

また、●●●に地積調査前の旧分間図を探していただき、●●●と推定される箇所に、隣接地3筆と併用して居宅が建っていたので、非農地と認定しました。

以上、報告します。

議 長

以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会